

申請の方法

お住まいの市町村（中芸広域連合）で
申請書をもらう



入院している指定医療機関で
意見書を作成してもらう



所得税額のわかる書類を入手する



申請書類をそろえて
市町村（中芸広域連合）の担当課へ申請する



承認されたら「養育医療券」が
交付されますので
指定医療機関に提示してください

お問い合わせ、申請はこちらへ

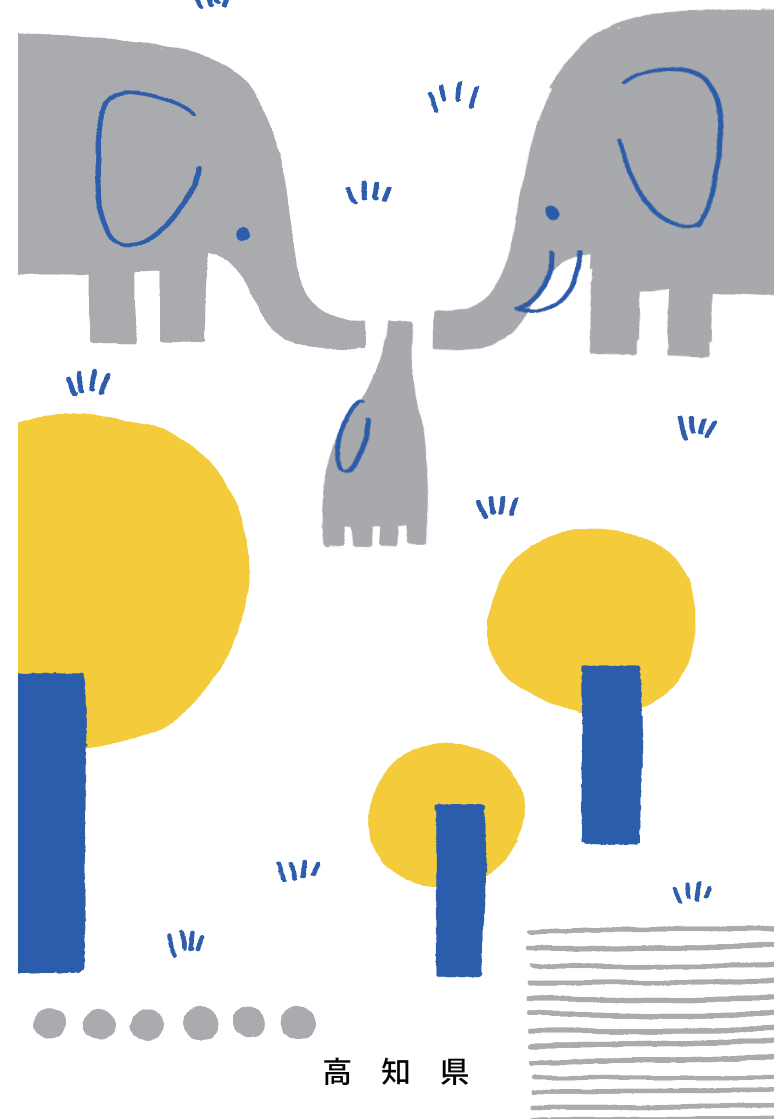
市町村（中芸広域連合）担当課	電話番号
高知市／子育て給付課	088-823-9447
室戸市／保健介護課	0887-22-3100
安芸市／福祉事務所	0887-35-1009
南国市／子育て支援課	088-880-6562
土佐市／子育て支援課	088-852-7778
須崎市／子ども・子育て支援課	0889-42-1229
宿毛市／福祉事務所	0880-62-1235
土佐清水市／福祉事務所	0880-82-1118
四万十市／福祉事務所	0880-34-1801
香南市／市民保険課	0887-57-8506
香美市／市民保険課	0887-53-3115
東洋町／住民課	0887-29-3394
芸西村／健康福祉課	0887-33-2112
本山町／住民生活課	0887-76-2113
大豊町／住民課	0887-72-0450
土佐町／住民課	0887-82-1110
大川村／総務課	0887-84-2211
いの町／ほけん福祉課	088-893-3811
仁淀川町／保健福祉課	0889-35-0888
中土佐町／健康福祉課	0889-52-2662
佐川町／健康福祉課	0889-22-7705
越知町／住民課	0889-26-1170
梶原町／保健福祉支援センター	0889-65-1170
日高村／住民課	0889-24-5001
津野町／町民課	0889-55-2314
四万十町／健康福祉課	0880-22-3115
大月町／町民福祉課	0880-73-1113
三原村／住民課	0880-46-2111
黒潮町／健康福祉課	0880-43-2836
中芸広域連合／保健福祉課	0887-38-8212

（令和4年4月1日現在）

発行 高知県子ども・福祉政策部子育て支援課
電話 088-823-9659

未熟児養育医療 について

～医療費公費負担制度～



高知県

未熟児養育医療とは？

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）が指定医療機関で入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費で負担する制度です。

対象となる赤ちゃん

身体の発育が未熟なまま生まれ、以下の2つの要件をみたす赤ちゃん。

- 医師が入院養育を必要と認めた場合
 - ・ 出生時の体重が 2,000g 以下
 - ・ 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの
※審査あり
- 保護者が県内に住所を有する（住民票の住所）

公費で負担する内容

入院中の診察・処置・手術及びその他の医療看護や薬剤・治療材料費・移送

※世帯の所得税額に応じて自己負担金がありますが乳幼児医療費に該当するため、自己負担金はありません。

※オムツ代、差額ベッド代など保険適用でないものは対象外のため自己負担となります。

※この制度は国の制度であり、地方自治体が実施する乳幼児医療費助成制度より優先します。

申請するには

次の書類等が必要です

- ① 養育医療給付申請書（保護者が記入）
- ② 養育医療意見書（指定医療機関の担当医師が作成）
- ③ 世帯調書（保護者が記入）
- ④ 所得税額等証明書（世帯全員分）
 - ・ 源泉徴収票のコピー
（または確定申告書の控えのコピー）
- ⑤ 個人番号（マイナンバー）確認書類（個人番号カード、個人番号通知カードなど）
- ⑥ 身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
- ⑦ お子さまの名前が入った医療保険証のコピー

※必要書類が申請者によって異なる場合がありますので書類についての詳しい内容は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※出生後すみやかに2週間以内に提出をお願いします。

未熟児訪問をしています

退院後の生活に対する不安や、日頃の不安、赤ちゃんの発育などについて、保健師が入院中の病院やご家庭に訪問し、相談を受けていますのでお気軽に最寄りの市町村までお問い合わせください。

HP

高知県内の指定医療機関

高知県立あき総合病院

JA高知病院

高知大学医学部附属病院

高知医療センター

高知赤十字病院

国立病院機構高知病院

高知県立幡多けんみん病院

※県外の指定医療機関でも利用できます。
入院先の医療機関でご相談ください。